

平成31年大阪狭山市の魅力発信及び 発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

平成31年（2019年）2月15日

大 阪 狭 山 市 議 会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【2月15日】

開会（午前10時10分）	1
現在までの経過説明及び今後の見通しについて	1
本特別委員会の報告書について	15
その他	19
閉会（午前11時30分）	19

本委員会に付託された案件

1. 現在までの経過説明及び今後の見通しについて
2. 本特別委員会の報告書について
3. その他

大阪狭山市議会
大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

平成31年 2月15日
(2019年)
午前10時10分開議
委 員 会 室

1 出席委員は、次のとおりです。(14名)

副委員長	西 野 滋 胤	
	上 谷 元 忠	北 好 雄
	井 上 健太郎	薦 田 育 子
	須 田 旭	松 井 康 祐
	小 原 一 浩	徳 村 賢
	☞ 岡 由利子	鳥 山 健
	山 本 尚 生	松 尾 巧
	北 村 栄 司	

1 欠席委員は、次のとおりです。(0名)

1 出席を求められたのは、次のとおりです。

市長	古 川 照 人	
副市長	高 林 正 啓	
グリーン水素シティ事業対策室長	三 井 雅 裕	
政策推進部長	田 中 齊	総務部長 竹 谷 好 弘
健康福祉部長	水 口 薫	都市整備部長 楠 弘 和
市民生活部長	山 田 裕 洋	上下水道部長 能 勢 温

1 本会議の書記は、次のとおりです。

議会事務局長	伊 東 俊 明	議会事務局次長	山 本 一 幸
--------	---------	---------	---------

午前10時10分 開会

西野滋胤副委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開催いたします。

委員長が不在のため、副委員長の私、西野が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員会を開会するに当たりまして、委員の皆様には、委員会での発言について、従来どおり注意事項を遵守していただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の午後、派遣議員の方々におかれましては、公務が入っております。午前11時半をめどに本委員会は終了したいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員会に入らせていただきます。

本日の委員会では、市長監査における指摘事項に対する措置、住民監査請求における勧告事項に対する措置、また、一般会計決算不認定における指摘事項に対する措置など、こうした一連の監査結果による勧告及び指摘事項に対する措置の状況と今後の見通しなどについて報告を受けた上で、審議を進めてまいりたいと考えております。

報告を受けるに当たりまして、当局から資料を配付させていただいております。

それでは、副市長から報告をお願いいたします。

高林正啓副市長

それでは委員長、よろしくお願い申し上げます。

早速ではございますけれども、配付をさせていただいておりますA 4判1枚物、大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する執行方法に係る事務の監査結果の是正案と今後の方向性について

(報告)という資料をごらんくださいませ。

この報告書は、私が委員長を務めさせていただいております大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会におきまして、これまでの総括として、大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る事務の監査結果の是正案と今後の方向性についてまとめさせていただき、先般2月1日に市長に報告したものでございます。

まず、1点目の市長要求監査への対応についてでございますが、監査対象となりました37項目にかかわります大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る是正案と対応というタイトルをつけた、題したものを別途作成し、現在、弁護士にその内容確認を行っていただいているところでございます。こうした事情から、きょうはお示しはできませんでしたが、確認がとれ次第、調整の上、ご報告をさせていただきます。

次に、2点目の経過報告の(1)の住民監査請求への対応についてでございますが、平成30年5月31日に、大阪狭山市職員措置請求に係る監査の結果を受理いたしまして、同年12月27日に、大阪狭山市職員措置請求に係る監査の結果、勧告に対する措置状況について、市監査委員へ通知させていただきました。また、翌平成31年2月1日に、損害賠償請求履行等請求訴訟に係る訴状を受理しております。なお、住民監査請求に係る黒丸の岩室財産区の管理組織についてでございますが、平成30年12月1日に池之原水利組合で、同年12月9日には池之原地区会で、また翌平成31年1月26日には岩室自治会において、財産区管理会の設立の方向性を決定していただいております。本件に関しましては、訴訟に関する事案でございますので、現時点での報

告は以上とさせていただきます。

次に、（２）のため池等太陽光発電モデル事業の契約に係る弁護士の委任状況についてでございますが、いわゆるFIT法に基づく名義を大阪狭山市、つまり本市から株式会社共立電機製作所に移すこととし、同時に関連する契約書等に関し、締結の交渉を行うため、平成30年12月26日に市の弁護士と委任契約を行い、翌27日に相手方弁護士へ受任通知を発送していただいております。なお、本件につきましても同様に、今後の交渉等への影響もございますので、現時点での報告は以上とさせていただきます。

最後に、資料の（３）をごらんください。

メルシー for SAYAMA株式会社についてでございますが、（２）のため池等太陽光発電モデル事業の契約等の交渉が完了次第、メルシー for SAYAMA株式会社が第1期修正決算、第2期決算及び第3期決算の修正を行い、税務申告を行うことになっております。また、

（２）のため池等太陽光発電モデル事業の契約書等の整理後、メルシー for SAYAMA株式会社の解散、清算の手續に向けた協議を進めてまいります。なお、こうした方向性を踏まえまして、グリーン水素シティ事業対策室の見直しにつきましては、先ほどの議会運営委員会でもご説明申し上げましたように、このたびの3月定例月議会にてご提案を申し上げ、ご審議していただく予定でございます。

以上、簡単ではございますが、提出させていただきました資料に基づきました報告にかえさせていただきます。委員長、よろしく願います。

西野滋胤副委員長

ただいま報告をしていただきましたが、何かございますでしょうか。

北村委員。

北村栄司委員

市民要求監査37項目に関してですけれども、今、弁護士に内容を示してというか、内容について確認をしてもらっていると、確認次第、報告するという事なんですけれども、めどはどのぐらいというふうにご判断しているんですか。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

おおむね正常化委員会のほうでご議論もいただいております、最終段階に入っておりますので、まだ弁護士さんのほうもちょっといつとということであれなんですけれども、なるべく速やかに返答をしていただいた上で、もう一度ちょっと正常化委員会のほうで意見をまとめさせていただいて、最終的には市長のほうから監査委員のほうに提出させていただく準備を整えておりますので、そのタイミングと合わせて議会のほうにもご説明させていただくということで今検討しております。

西野滋胤副委員長

北村委員。

北村栄司委員

3月議会の中には間に合うんですね。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

それまでには鋭意努力したいと思っております。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

関連で。3月議会に間に合うように鋭意努力するというふうなお答えでしたが、一般質問を締め切りが25日、だからその日の正午に間に合わなければ、その質問をつくるのに非常に困難なんです、今月22日の金曜日に、開会の日に間に合うのですか。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

今、弁護士さんのほうもちょっと多忙な時期でもありますので、ちょっと確認はさせていただいた上でお答えさせていただきたいと思います。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

11時半めどで、報告のこともあるので、きょうその答えをもらわないことには、22日は無理なのか。3月の総務に、あるいはそこに付けてくるのか、どんなふうに扱う、どのように私たちが審議できるように用意していただけるのか。ちょっとお答えしっかりいただかないと困るんですけれども。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

対応措置という、措置状況という形になっておりますので、一定これまで数で言いますと37項目ありまして、問題なしが8件、ほぼ完了しているのが18件あります。一部完了が5件、未完了が6件という今くくり分けという形になっておりまして、措置状況としての文章の表現上の話とか、監査措置に対する監査委員の指摘に対する回答の最終の詰めとなっておりますので、表現的な問題も一部、我々の行政のほうから考えていた部分と、あと法的な見解を踏まえた上での回答とのそごというか、ちょっと違いが若干ありますので、一概におっしゃられている期日までには我々も頑張りますけれども、ただ、ちょっと申し訳ございません、相手の弁護士の都合もちょっとありますので、こちらもちょうと急いでいただくようお願いはしますけれども、そちらにかなうかどうかというのは、ちょ

っとすみません、こちらのほうでは今、明言のほうはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そしたら、12月27日付で措置状況について通知があったじゃないですか。この内容について質問する中で、そこの対応が間に合ってくれば、25日の締め切りの後の中で一般質問までの間に5日、6日やったかな、それまでの間に確認作業というのはできるようにはしてもらえないと困るんですけども、そこも答えられないですか。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

先ほど27日というのは、住民監査請求のことですかね。ちょっとすみません、そちらにつきましては大変申し訳ございません、2月1日、訴状というか、が届いておりますので、ちょっと裁判にかかわる部分であれば、コメントをちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

西野滋胤副委員長

今、質疑等がありますが、この件につきましては、弁護士の方に確認しなければわからないというところがございますので、一度、弁護士のほうに確認していただいて、早急に日程等を明らかにしていただき、ご報告いただくということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、ほかにございませんでしょうか。

北村委員。

北村栄司委員

もう一つ、3番目のメルシー for SAYA MA株式会社についてということで、ため池等太陽光発電モデル事業の契約等の整理後、解散、

清算に向けた協議を行うということなんですが、37項目の中で今、未解決が6項目あるというこの6項目を残したまま、このため池の問題さえ、ため池というのは、これ濁り池の問題やね、それさえ解決したら、もう6項目は残したままでも解散できるということなんですか。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

今回、市長要求監査のほうでも大きくは3つご指摘があった中で、特にため池等の今回の濁り池も含めて大鳥池も全部、全てなんですけれども、現在、先ほどのA4の縦の表の(2)のほうでお示しさせていただいておりますように、FITの権利から、そもそも全て移転した上で契約を結び直そうとしておりますので、その部分が今、未完ということでお伝えさせていただいたという内容になっておりまして、それが調ったということになりますと、その監査の37項目の中の対応についても全て整理がいくということで我々考えております。

西野滋胤副委員長

ほかにございませんでしょうか。

北委員。

北 好雄委員

37項目で6項目が対応されていないと、そういうことを文書が何かで出してもらうことはできないんですか。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

すみません、こちらの説明、あれでしたけれども、対応していないわけではなくて未完という形になっておりますので、契約が今、弁護士の契約交渉の手続にも入っておりますので、そういう形で未完という表現でちょっと表現させていただきました。大変失礼しました。

北 好雄委員

わかりました。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

2番の経過報告の(1)住民監査請求の対応について、副市長は、平成31年2月1日に損害賠償請求履行等請求訴訟を受理したことをもって、それ以降のことについては差し控えたいとされたんですけれども、この訴訟について、例えば第1回の口頭弁論の日にちなんかはもうわかっていると、そのあたりは答えられると思うんですけれども、いつだったですか。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

3月8日になっております。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この口頭弁論に応じるために、弁護士等々、契約結んだりしなければならない、多分、代理人で訴訟されると思うんですけれども、そういった訴訟費用なんかは、補正予算に上がってこないのですか。

西野滋胤副委員長

総務部長。

竹谷好弘総務部長

訴訟の対応については、迅速な対応が必要ということで、予算措置については、予備費のほうで着手金等については対応させていただく予定にしております。

以上です。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今、お答えいただきましたけれども、要はそ

こまでは、ここの経過報告の中にあってもいいんじゃないのかなと。この日付が2月1日付になって報告いただいているんですけども、きょうは2月15日ですから、2月10日付だったり2月5日付であってもこの話はきちんと、あれは1日付で訴訟を受理して、今言われたように予備費のほうで対応されて迅速な対応されているのであれば、その対応をしたことをここに報告していかないと、今、訴訟の費用についても私が聞いたから初めてわかったわけであって、そのあたりのところは、この情報の出し方としては軽くないですか。

竹谷好弘総務部長

訴訟の報告につきましては、本会議の初日、ペーパーで報告させていただきますし、私のほうが口頭でもご説明をという予定をしております。ですので、正式な報告が議会初日ということで、今回の特別委員会が相前後いたしましたので、ただ、初日に報告いたしますので、ここでもその項目について触れさせていただいているという状況でございます。

以上です。

西野滋胤副委員長

小原委員。

小原一浩委員

弁護士費用がどうやとか訴訟とか言っていますが、基本的に、確かにもし問題が大きくなってしたら、大阪狭山市の責任になってくると思われるのであれですけども、我々よくわからないのは、基本的に大阪狭山市自身は、27円の申請はしたけれども、関電と契約もしましたね。しかし、それだけやっているだけで、あとはメルシー for SAYAMAが全部、自主的にやっていたんじゃないですかね。と私はそういうふうに認識しているんですけども、我々、補正予算に対して反対したのは、何で大阪狭山市が弁護士費用をそんな補正して出さな

いかんのやと、要は理解ができないんですけども、考えてみてくださいよ。大阪狭山市は、確かに申請はしました。

慌てて何かしたけれども、大阪狭山市自身がそれを発注したりいろいろ管理したりとか何かやっていないんですよ、メルシー for SAYAMAじゃないですか。この辺のところがごちゃになってしまっていて、こんな進め方でいいのかなと私は思っていますけれども。よう考えてみてください、議員の皆さんも。補正予算組んで弁護士がどうや、訴訟費用をどうするのやというようなことを言っていますけれども、大阪狭山市がやったのは申請だけですよ、発注もしていない。それに何で、このいわゆる各論みたいな感じで弁護士費用がどうやとか着し金（しきん）がどうやとか、そういう費用を大阪狭山市が出しているじゃないですか。常識では考えられませんね。

これ何回も言いますけれども、大阪狭山市は申請しましたよ。それで関電と契約したけれども、お金は入っていない、それはそう、物の施設の所有権がないんだから。そんな状態なのに何でこんなことになるのやろう。その辺、各自、スタッフも議員もよう考えてやるべきやと思っています。

以上です。

西野滋胤副委員長

ご意見ですか。わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

北村委員。

北村栄司委員

濁り池の関連するんですけども、訴訟に入っているということで、難しい話というのはできないということはわかるんですけども、それはそれとして、方向性は訴訟で、もちろん財産区財産という取り扱いの中で対応するわけやから、市に入ってくるべきものは市に入ってく

るという措置になるというのは当然なんですけれども、それはそれでいいんですけれども、それで、この報告で財産区管理会やったかな、管理会の設立の方向性が出たと、そのことについては、いろいろな理由はあったとしても正常な方向に、そのこと自身は行っていると。ただ、だけれども実際に濁り池の契約問題、契約をしたことについては、この管理会が立ち上がったからといって、後の対策ができたからといって解決する問題ではないというふうに私は思っているんです。

なぜかと言いましたら、それは地元のやっばり意見がありますよね。契約を結ぶ以前に地元も財産区として結ぶべきではないかという念押しをしていますよね。その念押しをしているにもかかわらず、いや大丈夫ですという話で市長が社長として調印したと。その条件は150万円全額が地元に入るというのが前提ですよ、地元としては。ところが突如として監査請求がされて、監査の結果、是正せよとなったと、だから当然、管理会つくって3分の1は市ですよという話を持っていつているわけですよ、簡単に言えば。しかし、これは地元としては納得いかない話なんですよ。結局、全額入れへんねやったら撤去してくれという話も現実にあったと、今そういう思いも持っている住民も中にはいると。

そういうことで、結局、管理会が立ち上がって一定の正常化されたとしても、その部分については、だけれども地元との関係、地元とメルシーとの関係、3分の1は持っていかれる、そしたら全額地元に入るとした当初の契約についてどうするのかというのは、これはメルシーに対して出てくる話やね。どういう対応するのかというのはわかりませんけれども、その部分については、税金の投入は絶対してもらっては困るということは言っておきたい。あくまでもメ

ルシーが行った契約やから。だから、それは地元といろんな話をしたわけで、地元がどういう要求をメルシーにするのか、あくまでもそれはメルシーが対処、対応することということは言っておきたいというふうに思うんです。

それと、小原委員も述べていることと少し共通する部分は、私、12月議会で市に対しての不利益、現実には幾らなんだと試算して出すべきだということで一応、監査請求に用いた費用、あるいは弁護士費用というのは、今、表に出せるというか額としては当然その額は出ている。しかし正常化するに当たって、職員の人件費というのもこれは答えていますよね、あと信用の問題。だから、それは本来は市民のために使うべきお金です、税金です。それと、人件費も本来は市民の仕事をするために使うべき費用です。この部分というのは、あくまでもメルシーが起こした中で市が不利益をこうむっているわけやから、本来これは市としてはメルシーに損害賠償を請求するべきだという問題なんです。

それと、もっとさかのぼって考えていきますと、メルシーという会社をつくってこの3年間、どれだけ職員がかかわってきたか。現実問題として物すごくかかわっているわけやん、職務専念義務違反も含めて。地元では職員がどんどん来ているというふうに皆言っていた。それは正常化するべきだというふうに最初から言われていたにもかかわらず、それができなかった。すごくこの3年間というのは、いろんな形でそこにかかわってきた、議会も振り回されているけれども、それら全てにかかった費用というのは、どれだけのものかというふうに本来は考えるべきなんです。これはメルシーが起こしたものやから、本来これは市としてメルシーに損害賠償を求めるべきだというふうには思うんです。

それだけ、ほんまにこの3年間で、そして解散でしょう。全くこの事業というのは市にプラ

ス面はなかったと、大きな不利益をもたらしているということなんですよ。だから、常に議会がこの間、ずっと当初から指摘してきたいろいろな問題を当局としても市長としても、市の立場でそれをきちんと対処し切れなかったという責任というのは物すごい大きいということをこれはちゃんと認識してもらいたいということは言っておきたい。だから、市に対しての不利益は、何らかの形でメルシーに本来は対処してもらいたい、もらうべき問題だというふうに私は思いますので、これは意見として言っておきます。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

住民監査請求の対応その他もろもろなんですけれども、訴訟まで至りましたが、全て措置を講じなければならないということは、監査もそうですし、議会からも、特別委員会の中でも、一般質問の中でもただしてくれ、ただしてくれという話をしてきました。それを先延ばし先延ばしした結果が、最終、訴訟という司法の判断を仰ぐということになっているわけですよ。

市長にお伺いしますが、このグリーン水素の事業に関して、例えばため池の財産区でないとだめだという話は、職員も指摘されていましたが、議会からも指摘をしていますよね。もう最初に指摘されてから何年かかってしまっているんですか。なぜそれを是正しようとしなかったんですか。監査から措置を命じられるまで、こうやって訴訟になるまで重い腰が上がらなかったわけですが、この腰を上げなかったということに対して、どのように責任を感じておられますか。

西野滋胤副委員長

市長。

古川照人市長

今、井上議員からご指摘ありましたように、結果的にはこの財産区財産という制度に基づいて、このため池を活用しなければならないということになりましたが、この事業を導入する当初は、担当のほうからは、別に財産区財産の適用をされなくても事業としてはできるということで私も聞いておりましたし、地元の方々にも説明をしてきていました。ただ、その事業が進む中で、契約直前になって、やっぱりこれは財産区財産の適用でないとこの事業はできないということを聞きましたが、その時点では現状としては、もうため池には太陽光が浮かんでおりましたし、あとは契約を残すだけというような状況になっておりまして、最終的な選択肢というのがもう本当に限られた状況の中でのことでありました。

ただ、それは今申し上げても言い逃れになってしまいますので、そこをきちっと精査してこなかったという責任は、当然、最高責任者の私にあるというふうに思っておりますし、当然のことながら最終判断をしたというのは私でありますので、その辺の責任は重大であるというふうに認識をしております。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

何度も聞いている言葉ですけれども、このことについての最終責任者であり、その責任の重さをきちんと捉まえていただいているという答えでした。きちんとした対応を、本当に弁護士等とのこの対応についての話もありますが、きちんとしていただきたいと思います。

メルシー for SAYAMAの社長でもありますので、メルシー for SAYAMAのこと、(3)のこともお伺いしておきたいと思うんですが、第1期の修正決算、第2期決算及び第3期決算の修正をそれぞれ行い、税務申告を行う

というふうにここで報告いただいておりますが、3月議会の報告事項では、第3期の決算報告がありますが、これはきちんと全てそういった第1期の修正決算のさらなる修正のさらなる修正になると思うんですけれども、そういったことをきちんと踏まえたものになって報告されるのでしょうか、少しそのあたりをお答えください。

西野滋胤副委員長

ここでお諮りいたします。先ほど井上委員からメルシー for SAYAMA株式会社の経営に関して質疑がありました。古川市長におかれましては、メルシー for SAYAMA株式会社代表取締役の立場としての発言を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、古川市長にもお尋ねいたします。

古川照人市長

今、メルシーの社長という立場で答えてほしいということでしたのでお答えいたします。あくまでも現時点で確認できる内容での決算報告書ということでございます。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

第1期の決算は修正された上にまた修正が重なったんですけれども、さらにもう一度、修正がかかってくると思うんです。それは今、現時点でということは3回目になる修正決算として報告がある、その3回目というのは現時点でなんですか。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

今、弁護士ともるる相談をしている中で、最終的にやっぱり変更しなければならないという

答えになりますと、そこはさかのぼって、もちろん第3期も含めて第2期、第1期までさかのぼることもあるということでもあります。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

例えば具体的に言うと、前受け金なのか貸し付けになるのかと大きかったと思うんですが、その決着がついていないので、現時点では、まだ第1期の修正によるその貸し付けなのか前受けなのかというところの修正ができていないままでの修正で、この3期の決算報告ということによろしいですか。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

そういうことでございます。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そこを本当に急いでもらわないと、結局全てまた修正の修正、またさらなる修正という繰り返しになってしまいますので、先ほども言いましたけれども、いろんなことが先延ばし、先延ばしになってきているだけなので、きちんとした、殊さら早急に対応していただかないと、その下にある太陽光発電モデル事業の契約書等の整理ができ次第、解散、清算に向けた協議を行うとあるこの協議に移ることがまたおくれてしまいますので、きちんとしていただきたいと、そこは意見でとめておきたいと思います。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

すみません。メルシーを指導、監督する立場のほうからちょっと補足の説明させていただきます。

既にご承知のとおり、平成29年8月に第1期の修正決算を行わせていただいて、それ以降、第2期、第3期につきましては、メルシーのそれぞれの事業年度に応じて決算をしている部分でございます。今議会、第3期の決算につきましては、平成30年10月末で第3期は終わっておりますので、法律上、法人税を納める都合もありますので、その2カ月以内に税務申告しなければならないので、それまでに決算を打ったものにつきまして、地方自治法に基づきまして、その次の議会という形で第3期の決算の報告をさせていただくものでございます。

こちらに書かせていただいております修正というのは、その上にあります(2)の、その今ため池の太陽光との交渉をしている中で、先ほどご指摘もありましたように、前受けか借入れかというお話もちょっとありましたので、その部分が変われば修正を行って税務申告を行うという表現になっておりまして、今回の第3期の決算につきましては、次のこの今議会にご報告させていただくものにつきましては、既に市長要求監査でご指摘を受けております、例えば開発費とか商標権について計上がちっと間違っていた部分がありますので、その分を反映させて貸借対照表のほうに反映させていただいて対応させていただいたというところでございますので、現時点での指摘で明らかにちっと間違いやというところについては、第3期の決算のほうで反映させていただいておりますという表現に説明、補足させていただきたいと思います。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

丁寧な説明ありがとうございました。よくわかりました。

西野滋胤副委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

すみません、今の説明でよくわかったんですけども、ただ、そのキーになるのが前受けなのか借入れなのかというのが、こちらは前受けをしているよと、でもこれ議会の特別委員会でもありましたけれども、そこに金利がついてきましたよねと、これは借入れですよという意見もありますよね。ここは相互の相手の会社と——メルシーかな、の契約のその言葉の確認をしないと、今、井上委員が言われたように、またこの修正をやらなければならないので、この前受けなのか借入れなのかというのは、まずは確認をして出さないとだめだと思いますよ。これは意見として言うておきますけれども、でないと、確かな決算というものは出てこない。押さえるべきものはきちっと先、押さえたほうがいいと思います。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

ご意見としていただいておりますけれども、その件につきまして、現在、弁護士のほうにもお伝えして契約交渉のほうに当たっておりますので、申し訳ございませんが、つけ加えの言葉として答えさせていただきます。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今、弁護士の話、出ましたので、要は(2)のため池等太陽光発電モデルの契約に係る弁護士の委任に関してのことになってくるんですが、そこでこの前受けか借入れかがきちんと話し合われて決着がつくと思っているんですけども、この件について微妙なところですから確認しておきたいと思うんですが、前回の議会等で確認しましたが、メルシーに係る事業経費とし

て30万円と50万円の税込みの54万円、合計84万円に当たる金額が9月の台風のパネルの損傷の後、入っていないような報告があったんですけども、現在どうなっていますか。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

先週ちょっとメルシーのほうから報告いただいている段階では、今のところまだ入っていないという状況でございます。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

何月分から何月分までが未入金という言い方は変ですかね、まだ入っていないことになるのでしょうか。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

昨年の9月から現時点、1月末ですかね、その時点までということで伺っております。

以上です。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

パネルの修理が終わったのは、いつですかね。

西野滋胤副委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

ちょっと正確な日にちはあれなんですけれども、台風が9月4日にありまして、そこから10月の半ばぐらいに売電の再開をしております。ただ、その時点ではフルではなかったと思うんですけど、最終フルに全て戻ったのが12月の末ということで、ちょっとすみません、具体的な日にちが今、資料が手元にございませんで、そういうことで記憶しております。

以上です。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

おおむね私もそういう認識ではいるんですけども、9月4日の台風でめくれたものを、部品についても風速40メートルでだめなものなのであれば違うものに変えなきゃならないのでないかという話もしましたし、そういった住民さんの声も市長みずから聞いておられると思いますし、そんな中、10月の中旬に壊れているものを外すだけという作業の中から発電を再開すると段取りをされています。

12月になって新しくパネルをこれは強度が上がったものが入ったのかなと思ったんですが、そうではなく、もともとの同じものが張りつけられるという格好で、12月中に一旦、もとの100%の状態に戻っているということは確認しているんですけども、であれば、少なくとも12月の途中から、あるいは1月分丸々は、きちんと100%発電されていて売電も行われている、関西電力から電力料はきちんと納められているはずなんですけど、しかしながらそのお金がメルシーには入ってきていない。そういったことについて、社長としてこれこの事態、会社としてどんなふうにお考えですか。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

今、おっしゃるとおり、今現時点でも入金は確認はとれておりません。先月の末に再度、向こうの会社、もしくは今、代理人としておられる弁護士の方に抗議文といいますか請求書を書面で出したというところでございます。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

きちんと請求するという手だてはとっていただいているようなので、少しは安心したんです

けれども、このパネルに関しては保険で対応するという話で契約されていたと思うので、本来この金額がとまっている、1カ月もとまることは許されないと思うんですけれども、そのあたりのこともきちんと請求されておられるのでしょうか。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

当然、我々の契約の中に今ご指摘いただいた内容が含まれておりますので、我々としては台風の被害であっても保険対応ができるものだというふうに認識をしております。ただ、向こうからは、その被害の額が高額になるので、ちょっと現時点では支給を見合わせますというような内容が届いていますので、その辺の詳しい状況というのは、ちょっと細かく聞いておりませんので、そこを確認の上で、保険がどうなっていたのかというようなことも含めて今、弁護士を通じて交渉の中で確認をさせていただいているところでございます。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ここはきちんと丁寧に保険で対応するという報告を私たちも聞いているわけですから、満額きちんとそうなるものだという報告をしているわけですから、市長としてだったのか、社長としてだったのか、担当としてだったのかになりますが、委員会だったりきちんと確認させてもらって、であればということだったんですけれども、そうっていない状況になっているということは、しっかり認識してください。

あわせてメルシーには、この九州の共立のほうからグッドセンターからかな、何せこの会社のほうから、農業振興のお金として地区に分配するためのお金も支払い、入金があるはずで

よね。これについては、大鳥池であったり濁り池であったり太満池の浄水場であったりあるんですが、その売電に関する入金については、これは事業経費とは別のお金なんですけれども、これはきちんと入金されているのでしょうか。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

いや、先ほどの事業者事業費、経費同様、入金のほうは確認できておりません。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

これ重大なんですよ。地区への農業振興のお金は、地区との契約できちんとメルシーは支払う義務が、責務があるわけでしょう。そのお金が入金されない状況でどうやって支払っていくおつもりなんですか。例えばこの3月に、年度末に平成30年度分の後半の分になるのかな、支払いがあると思うんですよ、その支払いは可能なのですか、滞ったりすることはないんですか。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

現時点では、今、幾ばかりかの現金を所有しておりますので、対応はできるというふうに考えておりますが、ただ、それ以降、実際、事務所を運営していく等々の経費も当然必要になってきますので、それ以降については、かなり厳しい状況になってくるというふうに認識をしています。

西野滋胤副委員長

井上委員。

井上健太郎委員

地区や住民に絶対に迷惑かけることは許されないことなので、そこはきちんと会社としてやっていたかなきゃいけないんですけれども、

3月以降、あるいは4月以降もこの入金がないとなった場合に、要は資金繰りをどのように考えておられるんですか。社長のポケットマネーからきちんとお払いするような形で、あるいは銀行から融資を受けてでもお払いするような格好になるんですか、どのようにお考えなんですか。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

現時点では具体的にこう対策をとろうというのはございませんが、今こういう裁判といえますか、弁護士通じて交渉をしておりますので、その推移を見守りながら早く対応できるようにしていきたいと思っています。

西野滋胤副委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

裁判の話と今のその弁護士の話と別ですね。住民監査請求に関して裁判をやっていくという話とこれはこっちの話です。市が弁護士を立てて、その事業をやっている九州の会社に、相手が弁護士を立ててきたので弁護士を立てて今それを調整をした。これも急がなければならないということです。そこからお金が入るわけなので、まずは向こうの何を言っているんだということをこちらの弁護士がはっきり聞いて、これを早急に聞いてこれに対応をする。もう一つは、メルシーの弁護士がやるべき仕事があって、メルシーとその会社で契約している分、あるいは農業者、水利と契約している分との交渉をしなければならないという、前回の委員会ではそういう整理をされていたと思うんですね。

今回この住民監査に関する裁判というんですか、先ほど3月8日に口頭弁論があるということで話が出てきましたけれども、これはこれです。ため池の事業関係で動いている分とは別の

話なんで、そこはちょっと整理をしながら、今、ちょっと市長の発言もごっちゃになっているように思いましたので、きちっと整理をしていかないとだめだと思います。これは意見として言うておきますけれども。

西野滋胤副委員長

社長。

古川照人市長

今、鳥山委員おっしゃるように、今、弁護士を通じていろいろと動きがあります。まず一つは、今ご指摘あった住民監査請求、これへの対応の弁護士通じての動きと、この2の経過報告の(2)のため池等太陽光発電モデル事業の契約に係る弁護士の委託状況というこの内容での弁護士を通じての活動と2つあります。今はメルシーとしては、この(2)のため池太陽光発電モデル事業、これにかかわる契約等の見直しといえますか、もありますので、その契約の交渉の中で今言ったようなこともあわせていただいているということでもあります。

西野滋胤副委員長

すみません、ここで時間等もございまして、あとどれぐらい質問がございますでしょうか。

それでは松尾委員、よろしくお願いします。

松尾 巧委員

メルシー社を立ち上げて、市長が社長になったと、ここが間違いなんですわ、もう発端は。市長やら社長やらわからないような状況になってきて、都合のいいように運営されてきたということが問題なんです。というのは、双方代理の契約の問題にしてもそうだし、ほんで本来は市がメルシー社を監督、指導するということになっているのに、その市がちゃんとメルシー社を監督、指導できなかった。それは同じ人物だからなんですよ、市長が社長になっているから。時には社長のほうを優先してやられているということで、事業の問題が進められたと。だから、

市がきちっと指導し、監督をできるんだったら、そこを言うこと聞くようにさせたら、これはとまっている問題もあるんですよ、いっぱい。そこがなかったんです。

当初からそれも担当の職員が突っ走ったということで、本来やったら市が監督するんだったらそれをセーブさせるということが出来るはずですよ。そういう指導がやられるはずなんですよ。庁議を何回も諮って進めていくということだけれども、それができなかった。だから本来なら市が出資をしているんだから、100万円、だからその指導をきちっとできるような体制、これをつくっておくべきだったというふうに思うんですね。

市長が社長になるのではなくて、別の人にやらせて市がちゃんと指導するというのをやらないと、この事業というのはなかなかいかないと、ただせられないと。余分な費用とか弁護士費用とかいろんなことで出費がかさむというふうになるんで、そこら辺のことはきちっと反省をしてただしていくというふうにぜひやっていただきたいという1点だけの意見を述べておきたいと思います。

西野滋胤副委員長

北村委員。

北村栄司委員

私は質問しておきたいんですが、市長自身も我々もそうなんですけれども、任期がもう終わるということの中で振り返ってもらって、この4年間。それで、このメルシー株式会社は、これは市の権限でできるということで議会にかけずにやったわけですよ。それで約3年間やってきたと。市長自身は市のプラスになるかなという判断でつくったというふうに当初、思うんですけれども、だけれども3年間過ぎて、これ今の現時点では、全ての事業は断念をし、メルシー株式会社もこれは解散するという方向にな

ったと。だからこの3年間、実際にメルシーをつくっての3年間ですね、いえば、これが本当に無駄になったと私は思うんですよ。

それで市長の立場で、そのいろんな反省をもとにして、後継者が誰になるかわかりませんが、また市長が再びということもあるかわかりませんが、一応この4年間の振り返ってもらって、今の市長としてこういう事態になったことについての反省というのはしておられると思うんですよ。やっぱり次の後継者に対して、市長の立場でこの経験を生かして、二度とこういう間違いを犯してはならないというふうに思いますので、市長のその反省に立って後継者にアドバイスといいますか、どういう言葉を送るかということは聞いておきたいと、この反省に立って次の人に、それが一つね。これは市長の立場で教えてください。

それとメルシーの社長の立場でこれもちょうと答えていただきたいんですけども、大変な迷惑をメルシー社が市にかけたというのが現実ですよ、会社から言えば。職員も、それで市の職員が相当、問題というか迷惑をかけた、市の職員にも。メルシーのやったことがいろんな問題を起こし、ひいては結局は市の信用も落とすことになっている側面もあると。だから、そういう点でメルシーの社長として市に対してどういうふうにお考えなのか、この2つ、お聞きしておきたいと思います。

西野滋胤副委員長

市長兼社長。

古川照人市長

市長という立場とメルシーの社長という立場からということでございます。多少、思いといいますか、考えで重なる部分はあるんですけれども、まずやっぱり市長という立場で、現時点においてこういうさまざまな問題を引き起こしてしまったということについては、非常に大き

く反省をしているとともに、何よりも市に対して非常に信頼を失わせるようなことを起こしてしまったということは、非常に大きな問題だというふうに思っています。

ただ、個人的な思いはいろいろありますが、現実問題、この新たな課題をつくってしまったということについては、この4年間の私の言うならばやってきたことの結果でありますので、その批判については、当然のことながら甘んじて受けていかなければならないというふうに思っています。

ただ、今後この過ちを二度と起こさないための方法としては、まずやっぱり時間をしっかりかけて、いろんな職員もそうですし市民もそうですし、いろんな方の意見を聞いた中で一つ一つ階段を上っていくということをやっぱりしっかりとしなければならぬというふうに思っています。現時点におきましても、いろんな方から今回のこの事象についてのご意見は頂戴しています。

幸いにして私の中でちょっと救われている部分としては、めざしている方向としては決して間違っってはなかったけれども、やっぱりやり方としては非常にまずかったというご指摘をいただいております。そのやり方がやっぱり一番肝心であったというふうに思っておりますので、そこはやっぱり丁寧にしていかなければならなかったのかなという思いはございます。

また、メルシーの社長としての立場も同様の部分ではありますが、ただ、メルシーはやっぱり市の補完的な事業を行うということでもともと設立された会社でありますので、市がめざすべき方向、それを具現化していくということで活動してきました。とりわけやっぱり当初は、メルシーとしての社員を抱えずに動き出したところところが非常に大きな問題を引き起こす要因になっているのかなと思っておりますが、ただ、

最終的にはメルシーがいろいろと契約を地元の関係者としてきているということは事実でありますので、地元の皆さん初め市民の皆さんにご迷惑をかけたということについては、同じく深く反省をしているということでございます。

西野滋胤副委員長

北村委員。

北村栄司委員

二度と過ちを犯さないようにというか、同じ過ちを犯さないように、後継者に対して一つの意見として申し送りというか、一つの意見としてしっかりとそれは思いを言ったというふうに受けとめておきますけれども、本当に市長自身をこの振り返ってみると、結局、この市政というのは、市長の箱庭ではないんですよ、個人の。ここをやっぱりきっちり市民全体のものだということを本当に認識をしていたかどうかということちょっと疑問はありますね。これも本当に自分の庭をつくるのであれば、自由にどんどんやったらいいと、いろんな、だけれども市政というのはそんなものじゃないと。まさに結果は、もう箱庭のようにやってしまった市政の私物化だと言われても仕方がない面があるというふうに私は思います。

それと、この間、だから今までもこの大阪狭山市の市政の歴史になかったことがたくさん起こっているわけやね。2016年度の決算は全員一致で不認定になりました、このメルシー関連で。それと2017年度は可否同数という、こういう事態も今までの歴史になかったことですよね。可否同数で議長裁決で2017年度決算は認定されましたけれども、そのときの理由は、監査請求があつて、12月末日までにきちんとしなさいよというこの監査勧告、それについて市長はやりますと議会で答えてきたと、そのことを信じて賛成した人たちも、そのことを信じて認定に賛成しますとなったわけです。しかし、そのことは

今現在まだ解決されていない。6カ月間の猶予があったにもかかわらずしていない。

だから、言いかえれば、認定に2017年度決算に賛成した人たちも結果としては信じて認定したわけですから、だけれどもそれは実施されていないという以上、本来はこれ不認定ですよ。だから、2年連続不認定になったのと同じような事態を起こしているわけです。決算ですから使ってしまった、もう終わったことやからというふうに思うかわからないけれども、いけば本当に市長不信任が出されたようなぐらいの受けとめは本来すべきだというふうに私は思います。

本来は、この2016年度の決算認定が全員一致で不認定になったと、このときにもそれこそ猛反省をし、総力を挙げて是正に何もかもきちんとしていくということを本来、遅いとは思いますが、だけれどもそのときに本来、気がつくべき問題だというふうに思うんですね。

それすらもできなかったという点では、そういう点で反省、批判は受けますというふうに言っていますけれども、現実問題として、これ以上の市政をこのような状態で引き続き運営していくというふうなことについては、これは市民にはなかなか納得されないだろうと。私は個人的に言うておきますけれども、いろんな思いが今までもあって、一つ一つ前に向くようにということで提案もしてきて、是正のいろんな具体的な提案もしてきたつもりですけれども、残念ながらそれは受けとめられずといえますか、それなりに努力はしたんだろうと思うんですけれども、結果、今のような状態になってしまっているということについては、もう私は個人的には、もうこれ以上、今の市長自身がこの市政にかかわってもらうということについては、私個人的には残念ながらもうだめですねというふうに私は思っております。そういう思いのいろんな市民が多いというか、かなりいてるというこ

とは言うておきたいというふうに思います。

意見にしておきますけれども、猛反省というか、本当に大変なことになってしまったと。それ自身は、市長であり社長である古川照人さん自身の起こした問題だと。本来は、取り巻きももう少しフォローうまくしてもらえれば少しはと思うんですけれども、残念ながら相談した2人がまずかったんかなということもありますけれども、複雑な思いを持ちながらも、市長自身もどういう方向でこれから行くのかというのはわかりませんけれども、私たちも議会の中で本当に苦勞してきたこの4年間やったなというふうに思います。そういうことも受けとめてもらいたいなというふうに若干思います。

ちょっと取りとめのない意見になりましたけれども、意見として。

西野滋胤副委員長

ありがとうございました。まだまだこれらにつきまして、ご意見やご質問があろうかと思いますが、これらにつきましては、これで終結させていただきます。

ただいまより暫時休憩いたします。当局はこれにて退席となります。お疲れさまでございました。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

西野滋胤副委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

本日の案件の2点目、本特別委員会の報告書についてでございます。

大阪狭山市グリーン水素シティ構想案、メルシー for SAYAMA株式会社の設立に端を発した一連の事業に関し、平成28年1月に本委員会が設置されてから本日まで、我々議員が一丸となって実態の解明、事態を解決するために全力で調査・検討に取り組んでまいりましたが、

今期任期中における本委員会での調査は一定終了となります。

住民監査請求における勧告事項に対する措置など、解決されていない課題がまだまだ山積しておりますが、調査終了に当たりまして、報告書として取りまとめる必要がございます。これにつきまして、事務局からあらかじめ素案を議員全員に配付させていただいております。

それでは、この報告書についてご意見等をお伺いさせていただきます。

ご意見等ございませんでしょうか。

井上委員。

井上健太郎委員

後ろから2ページ目というのかな、まとめの少し上のきょうの平成31年2月15日のところなんですけれども、市長監査における指摘事項云々の報告を受けた上で質疑を行いましたとありますが、この委員会ですっと気になっていたことは、この先ほどのペーパーでもらったA4のものもそうなんですけれども、経過報告についても、例えば損害賠償請求履行等請求訴訟が2月1日に受理した、第1回の口頭弁論は3月8日だ、弁護士によって応訴するという話の報告は、口頭ではありましたけれども、この文書になってきていないことであったりだとか、メルシー for SAYAMAの会社のことに関しても、第1期の修正決算云々の話がやはり前受け金と借入金なのかどうかというところ、全然話が違ってしまっているという、この現時点でという言葉が抜けてしまうと、ちゃんと報告されたように誤解してしまうので、だから報告され、受けた上で欠落している部分を補充、補足させたというのか、何か毎回そうなんですけれども、毎回、本来報告すべきことがないということが最後の最後の委員会においても続けられてしまったということは、何かしらの表現で残しておいていただきたいな。

でないと、例えば事業経費が未入金になっていることなんか重大な事項だと思うんですよ。そして農業振興交付金の入金もとまっていると。たまたま通帳に残高があるから3月分は支払いができるような話でしたけれども、これは開発費で八百何十万円、800万円からのお金を取り返しに行ってきましたと報告があった、あの800万円があったから払えたわけで、あの800万円が正規の開発費で支払い済みのものであれば、もうとまっているわけですよ、残高不足なんですよ、その状況になってしまっているわけなので、たまたま払えたからいいでしょうではないと思うので、少しこの報告を受けた上で質疑を行いました、質疑の中で今回も毎度のようにあったけれども、補足説明を受ける事態となった、最後までそういった事態に終わったことは残念に思うなり遺憾と思うというふうな表現は加えるべきやと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西野滋胤副委員長

今、井上委員からご指摘がありましたが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

松井委員。

松井康祐委員

今、井上委員のほうから、この報告のきょうの段階の中というご意見がありましたけれども、ちょっと確かに必要やろうと思います。ただ、ちょっと前後、見させていただくと、日にち別では、経過審議を行いましたという、もうあった事実だけを書かれているので、もし可能であれば、まとめの中に入れられるほうが前後のつながりはいいのかなというふうに思います。

淡々と日付別であった事実のみ今まで羅列、列挙されていますので、できる限り最後の最後の2月15日の委員会の中でもそういったことがあったというまとめの中で書かれるというのは、いかがでしょうか。

西野滋胤副委員長

小原委員。

小原一浩委員

ちょっときちっと読んでいないので申し訳ないけれども、先ほど松井委員が指摘されたように、質疑を行いましたとか審議をしましたとか、その中で問題点が何やということを、審議を行ったのは当たり前なんで、この問題についてとか、回答を得られなかったとか、そういうことをやらないと、何かこれ読んだら物すごいすらすらと読めるけれども、何か読んだって、何が問題点で、議員として何を提案したり議論したのかというのがちょっとわかりにくいんやなという気はするんですけども、もうちょっときちっと読まないとそんなこと言えませんが、ぱっと第一印象としてそんな感じましたよね。これでいいのかな。

西野滋胤副委員長

この素案につきまして当局のほうにまとめていただいている中で、この審議の中で当局側と委員のほうで審議がなる中で、一応、平成29年3月27日のところを見ていただいてもおわかりかと思いますが、本委員会の対応について善処するよう要請してまいりました、当議会へ報告するよう要求しましたということで、一定この委員会ですてきた内容等も、審議しただけではなく、要請した、要求したというような形で対応を求めてきたということは書かせていただいているということでございますので、こちらも踏まえてご審議いただければと存じます。

また、先ほどこれまで出てきた問題点等につきまして、まとめのほうに入れるというご意見がございましたので、こちらについて、編集のほうをまとめて入れるのか上の日付のところに入れるのかというようなところで皆様、いかがお考えなのかお聞かせください。

井上委員。

井上健太郎委員

先ほど委員長からの報告があったとおり、要求する等々の、要請とかいう言葉をちゃんと加えていますので、今回も同じように審議の中で再要求することが明らかになったということは、もうこの2月15日の中に盛り込んでしまっていて、最後のまとめのところでは、今回、最終訴訟にまで至ってしまいましたことから、報告をとどめるという発言がありました。そのところをまとめのところで、解決されていない課題は山積しておりと書いているところに、いるが、司法の場において扱われることになったので、一定見守るところがあるというふうなことを少しここに、まとめのところに司法に委ねているというところの文章をちょっと書き加えておけば、今後もそのことの経過についてきちんと見続けていくというふうにはなるのかなと思うので、ちょっとその司法の場に委ねていることは少しまとめのところには、委ねることになった部分があるということは、ここにうたっておくほうがいいのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

西野滋胤副委員長

ただいま井上委員からご指摘がございましたが、ほかには。

△岡委員。

△岡由利子委員

この委員会がとか、また議会が司法の場になると、そういう当事者みたいな言い方になっていたので、そのところはやっぱり言葉をかえていただかないと、あくまでも第三者的なそういう形で委員会としては書いていただかないと何かおかしいですね。それは何か。

西野滋胤副委員長

表現等につきましては、事務局に一任をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

北村委員。

北村栄司委員

まとめて結構大事やなという思いが今しているんですけども、総じてこんな状態やっただと、委員会としては、もうその都度、指摘してほしい改善の提案してきたと、だけれども、どんなにひどかったかということがわかるようなものにするということになると、振り返ってみたら、いうたら虚偽答弁をまさにしてきたわけよ、そういう答弁、何回もあったやん、それはだから、ほんまにそんなこともちょっと入れておかんとあかんかなというような気がするんやね。だから、そういうこともあったし、そして2回、監査請求も行われたんやけれども、職員というたら懲戒、職員というか退職しておったけれども、そういうところまで発展した問題が起こっているわけやから。

だから、やっぱりこのメルシーがやってきた中で本当に問題点があったというのは、まとめにちょっと入れるんやったら、そんなものも入れておいたほうがわかるなと。一つ一つ言い出したら切りがないからね、このときあんなと言われへんけれども、そういう事態は。それで、資料かって出てきたやつが次したらまた違う資料になっていたとかいっぱいあるわけや。ということは、その都度その都度、正確なというか正直に言っていないことっていっぱいあったわけや。僕ら新池の問題でも、ビル群に囲まれた云々かんぬんあるし、契約かって、濁り池の問題かって協定書も早く年末に結びましたとか、そんなん千度言ってきたわけや、担当。みんなうそやったわけや。

そういうこともあるというところも、二転三転すると同時に、そういった虚偽答弁もあったというのも入れておくべきやと思うな、まとめでは。

西野滋胤副委員長

小原委員。

小原一浩委員

事務局への質問なんやけれども、事務局へ教えてほしいんやけれども、一般的に会社であれば、取締役の責任とかいうことで株主代表訴訟とか何かあるわけですが、市が100%子会社の社長の責任をもし問うとしたら、どういう形なんかいなと思って、わからへんねんけれども、調べてくれへんか。

西野滋胤副委員長

すみません。暫時休憩させていただきます。

午前11時28分 休憩

午前11時28分 再開

西野滋胤副委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど小原委員から事務局等に質問がございましたが、こちらにつきましては委員会ではお答えできないということでございますので、また個別に対応のほうをよろしく願いいたします。

それでは、井上委員。

井上健太郎委員

先ほど北村委員の虚偽とも当局も認めた、虚偽の答弁がありましたので、そこについては、まとめのところ、説明が、答弁が二転三転するなど発言の訂正が云々というところに盛り込んでいただいて、きちんとかういった事態が起こったということをやっぱり後継、今後の人のための反省材料というのか、全ての職員に対するけじめをつける、こんなことあってはならないという反面教師としてきちんを残しておきたい文章ですから、あったことをきちん書いていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

西野滋胤副委員長

ありがとうございます。種々、皆様から報告

書についてご意見いただきました。こちらの修正のほうにつきましては、私に一任いただき、私から議長に報告書を提出させていただきます。修正後の報告書につきましては、再度、各委員に配付させていただきます。各委員の皆様には、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ご意見も整ったようでございますので、そのように決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

まだまだこの件につきましてご意見、ご質問等があるかと存じますが、これにつきましてはこれで終結させていただきます。

そのほか、何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、以上で本特別委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

午前11時30分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会副委員長